

○7番 浅野敏明委員 指定管理者制度については、ぜひ管理運営、大会の運営など、円滑に進めていただきたいと思います。この花スポの運営については、これは大きな課題でありますので、ぜひ指定管理者候補として市体協が今上がっているわけですが、重点を花スポにも置いていただいて、会員増、そして自立できるような会員数を目指してご努力をお願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○梅津善之委員長 ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○梅津善之委員長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

総括質疑を続行いたします。

鈴木一則委員の総括質疑

○梅津善之委員長 順位3番、議席番号1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 政新長井の鈴木一則でございます。私は、市民生活の向上のため、細やかな視点で寄り添う行政であることを願いながら、総括質疑を行います。通告しております1件について質問申し上げますので、それぞれ明快なご答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

市議会議員につかせていただいて地域とのかかわりが多くなり、地域の課題等、さまざまご

意見をいただけてきました。今回は協働のまちづくり支援事業の効果と普及について、現状の確認と課題から質問いたします。

このたびの9月補正に協働のまちづくり支援事業について、申請件数の増加による補正予算241万円が計上されています。この事業は、平成22年度から制度が実施されておりますが、年々申請件数が多くなっていることと申請額も近年は当初予算だけでは賄えず、9月補正を組まれる状況にあります。10年目となり、地域の皆さんに十分定着してきている事業と思いますが、今後も地域にとり継続的に使いやすい事業であるためにも、8点について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、10年目を迎える協働のまちづくり支援事業の発足の経緯と申請件数、事業費の推移について、建設課長に伺います。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 お答え申し上げます。

当事業の発足の経緯といたしましては、市民の皆様から建設業務への要望が多くなる中、市で事業を行うと時間がかかり、また、単価のほうも上がるということから、小規模な工事や軽作業につきましては、先送りしなければならぬというような状況が続いておりましたが、地区で行う維持、修繕作業につきましては、地区の皆様からマンパワーをおかりし、市では機械借り上げ料及び原材料費を負担することで、費用を縮小しながら、地区のご希望に沿いました維持、修繕を早急に行えるということで発足した経緯がございます。

また、申請件数、事業費の推移につきましては、発足当時の平成22年度は、申請件数が29件で事業費は260万円、1件当たりの平均額で見ますと9万円ということでございました。平成25年度までは申請件数は28件から31件の間で推移しておりましたが、市民の皆様が事業が定着するにつれまして、事業費のほうが増加しまし

て、平成25年度の実績は申請件数が28件、事業費は560万円になりました。平均金額で見ますと、1件当たりが20万円と平成22年度から2倍以上になってございます。平成26年度は、資材費等の高騰や消費税の増税など、社会情勢の変化に対応を図るため、支援事業実施要綱を改め、支援の額を30万円から40万円に増額したことによりまして、申請件数が36件、事業費が926万円、1件当たりの平均金額が26万円と事業費が大変大きくなってございます。その後、平成29年度に再度支援事業実施要綱を改めまして、完成まで複数年を要し、早期に完成させることが有効と認められる事業につきまして、支援額の上限を40万円から80万円と改めましたことにより、平成30年度は申請件数が42件、事業費が1,480万円、1件当たりの平均金額が35万円という実績でございました。

事業費の最高額で見ますと、平成29年度が一番多く、申請件数が46件、事業費が1,660万円、発足しました平成22年度と比較しますと6倍以上の事業費ということで増加しているところがございます。

○梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 ありがとうございます。

平成22年度の本当にスタートのときは約200万円程度から現実的には今は1,500万円前後という非常に大きな事業に変わってきているというふうなことになっております。

今年度の申請件数と今回補正予算の根拠資料の提示をいただいておりますが、その中身を見ますと、水路整備の申請が全額行っているわけでないんですが、申請件数ですので、42件中20件と約半数となっております。当初は主に狭い集落内道路の脇の素掘りの側溝をU字溝に入れかえて道路幅の拡幅や水路の流れをよくしたり、また、道路側溝の危険となっているところにふた設置などで地域で行う作業ということであり、このように今のような大がかりではなかったの

ではないかというふうに思っております。そして、年々、水路工事がふえているように思います。コンクリート水路の敷設とは思いますが、現在の申請される箇所はどのような位置づけの水路でしょうか、建設課長にお伺いいたします。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 お答え申し上げます。

鈴木委員おっしゃいますとおり、当事業の運用当初では、水路のふたの設置ですとか、あるいは流れをよくするための側溝の泥上げ、除草作業といった住民のみで行うことのできる大がかりではないといった作業が大半でございました。現在、申請の対象となる水路は、法定外水路、普通河川などの底地が換地となっている水路に限られ、土地改良区で管理します水路等は対象外となっております。

なお、法定外水路につきましては、もともと国有地であったところを市が譲渡を受けたものでございまして、数が膨大であることなどから、隣接地権者によりまして、維持管理を行っていただき、原則、市では手をつけない水路となっておりますが、地域住民の生活と密着しておりますことなどから、地域で行うには少々大がかりではございますが、当事業を利用していただき、整備を行ってもらっている状況でございます。

○梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 ありがとうございます。

申請の審査に当たり、この事業の場合、どれぐらいの規模、例えば川幅とか申請をどういうふうに受け付けられているのか、基準等がありましたらお知らせいただきたいと思います。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 対象が法定外水路、そして普通河川ということですので、要綱のほうでは基準につきましては設けていないところでございます。ただ、過去の申請からしますと、幅につきましては30から70センチということで申請

を受け付けるところでございます。

○梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 水路整備に関しましては、今ご答弁いただいたように、法定外公共物、いわゆる普通河川の部分がほとんどだと思っただけですが、実際的に約1,200キロぐらいの水路、建設課の管理されてる部分があると思っただけですが、その中でも相当数の距離になると思うので、これから地域でも泥上げや草刈りの管理が大変だということであれば、この事業を活用したいということで、まだまだやっぱり多く残っているんでないかなというふうに思っています。これからも流れとしてといいますか、意向としては建設課のほうではいろいろお伺いしていると思うんですけども、まだまだ毎年毎年この申請の数というのは出る可能性というのは高いとご認識でしょうか。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 お答えいたします。

基本的に河川につきましては、導水路をコンクリート水路に入れかえるというような事業でございますが、年々申請もふえておりますし、また、事業費の額のほうも大きくなっておりますので、今後も状況が減らずにふえるというような可能性があるというふうに考えております。

○梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 制度がつくられた当時からは大変事業費も大きくなっていきますし、最近では申請に対応するため、補正が当たり前に組まれるほどとなっているわけです。市長も共助ということを重点に掲げ、市政を進められていますので、地域の皆さんが積極的に取り組まれることは大変ありがたいことと考えます。

制度開始からこの間の申請内容にどのような変化があったのか、それにあわせてこの制度の考え方や要綱等の対応はどう図られてきたか、建設課長にお伺いをいたします。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 お答え申し上げます。

申請内容の変化についてでございますが、先ほども申し上げましたが、当事業の運用開始時点では、水路のふた設置や側溝の泥上げ、除草作業など、住民のみで行うことのできる作業が多く、原材料の占める割合も大きかったのですが、年々事業自体が大きくなってきておりまして、重機を使った作業が多くなり、機械借り上げ料の割合が多くなってございます。また、当初では、単年度で完了する事業がほとんどでございましたが、完了まで複数年にわたる事業が多くなってございます。平成30年度で見ますと、申請42件のうち単年度以外の事業は22件ございまして、半数以上を占めてるというような状況でございます。

そうした中、これも先ほど申し上げましたが、平成26年度に原材料及び燃料費の高騰、消費税増税といった社会情勢の変化に伴いまして、支援金額を30万円から40万円に増額しております。また、平成29年度には、緊急を要すると見込まれました事業につきまして、年間80万円まで支援額を増額するなど、社会情勢の変化に合わせて、地域の皆様に使い勝手のよい事業となりますように対応を図っているところでございます。

○梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 ありがとうございます。

市長にお伺いいたします。共助の制度であるわけでございますが、いただいた資料を見ると、経費のうち機械借り上げ料の割合が大きくなっていると感じています。請負の要素が多くなっているのではないかとこのように感じてるわけですが、もともと制度の考え方ですけども、当時、長野県の栄村などで行われた協働の道づくりなどを参考とし、行政からの材料等の支給で地域の方の協働作業というのが基本にあったと思いますので、29年度から特例の措置として80万円を上限とする申請も可能となり、これが

年間80万円上限に近いものが8件ぐらい見られるようです。どうも私、当時かかわった人間とすると、最近の事業の規模を考えるとすごいギャップがあるなという感じはしてるんですけども、実際利用される地域のほうも実態としては変わってきてるのかもしれない。

機械借り上げ経費が多くなってることから、本来、市が直接行ったほうがよい事例もあるのではないかと思います、市長のお考えをお聞かせください。

○梅津善之委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 答えいたします。

その前に、建設課長が当初の経過からいろいろ現在に至るまでの事業の内容についてお話ございましたけれども、鈴木一則委員、ご存じだと思うんですが、おっしゃるように、平成19年、20年ごろだったと思いますね。長野県の栄村とか、あと下條村とかなんかも、いわゆる当時、平成10年をピークとして、公共事業の費用は当時の自民党、公明党の政権下でもどんどん減らされて、平成20年ぐらいで平成10年と比較して6割、7割ぐらいまで減らされたんですね。その後、いわゆる補助事業が総合交付金事業ということで統一されまして、それでその後、政権交代でコンクリートから人へということで、さらに減らされて半分以下になったんですね。

長井市は平成18年から22年まで集中改革プランということで、公共事業を直接市が請け負ってやるような請負事業として公共事業として発注することについては極端に減らしたわけですね。必要最小限でやっていたと。世の中の流れがそうなっているところで、やっぱり長野県の事例などに見習って何かをやっていかなきゃいけないと。私は平成18年から21年まで、毎年、平成18年の終わりに就任させてもらったんですが、30カ所から40カ所ぐらい座談会をさせていただいて、あとそれ以外にもいろんな団体をさせていただいて大体平均で50か60団体ぐらい座

談会をさせていただきました。それなぜかというと、仕事ができないのでこういう事情だから我慢してほしいってお願いしてたんですが、何とか納得していただきました。しかし、もうどうしようもないっていうのがやっぱりたくさんありまして、そのためにこの協働のまちづくり事業というのを当時の建設課長を初め、建設課の皆さんと相談して始めたというのが経緯です。

また、総合交付金事業で直接私もが公共事業と取り組む事業についても、山形県はもっと減ってましたね。今は平成10年のピークの3分の1ですけども、やっぱりそのあたりでも半分以下に減ってましたんで、総合交付金、財政再建明けた後も、手を挙げても半分もつかないんですから、年間で公共事業でできる道路であったり水路なんてのは全くつかないと同じで、大変な状況だったと思っております。

したがいまして、鈴木委員がおっしゃるのもごもっともではございますけれども、建設課長が申しあげましたように、法定外水路だけで500キロ以上あるんですね。ある地区によっては500メートル、600メートルぐらい、これ市で絶対やってもらわなきゃ困ると随分言われました、強硬に何回も何回も要望書持ってこられて、でも、それをやると続きのところも全部やらなきゃいけないんですよ。これでは無理だということで、事情をお話しして、法定外についても積極的にいわゆるオペレーターと重機の借り上げがメインになるわけですよ、あれとでもとても住民の方ができないですよ。そんなことで、確かに本来であれば請負でやったほうが公共事業でやるべきなのかもしれないけれども、この事業でやると5分の1、6分の1でできると。なおかつ早いと。しかも一財は確かに必要なんですが、単独の起債するよりは後々後年度の負担が少ないということで進めさせていただいて、平成28年のときの座談会で何カ所かのところから我々協働のまちづくりを使って

水路も一生懸命入れてると。ところが、40万円だと本当ちょっとしかできないから、もう少し事業費ふやしてもらえないかということで相談したら、80万円ぐらいあると2年ぐらいである程度終わるところが結構あったんで、じゃあ、80万円にしようとして29年からしました。

なお、平成28年から30年度の3年間で、例えば市で行ってる水路整備に係る事業例を挙げますと、大体準用河川が多いわけですが、大樋川の水路整備工事180メートルですけども、平成28、29年、2カ年にわたって2,670万円、これは半額補助ですね、あと花作川の水路整備工事、これは50メートルぐらいですけども、これは29年で700万円、そして金井神地内の水路整備工事、これは災害にかかわるものではございましたけれども、これも50メートルぐらいで7,370万円ということ、あと今年度も撞木川の水路整備工事、40メートルですけど、40メートル、やっぱり四、五百万円かかるわけですよ。これが実態でございまして、私どもとしては、委員おっしゃるように、少し本来であれば公共事業でやるべきものかもしれませんが、地元の要望に応えるには地元の皆さんの熱意に対応する形で協働のまちづくりの予算を議会からご承認いただいて、追加で示させていただきながら、やっぱりこれからも内容は吟味しなきゃいけませんけれども、私どもがやるべきもの、あとは地元でやっていただいたほうが早いし、あとは経費的にも済むものについては、今後もそういった形で考えていきたいなというふうに思いますので、なお、いろいろこの事業は公共でやるべきじゃないかと、個別の事業などもございましたら、ご助言いただければなというふうに思います。

○梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 経過を言っていたきましたが、当時、財政再建という中で、公共事業も縮小され、やはりこの事業を進めないと地域

の要望というのに応えられないというふうなものがあったので、非常に的を射てるというか、これからの時代にとってこのような市の中では非常に重要な施策だと思っているんですが、27年に浅野議員もこの件について質問なさってるんですけども、結構金額が大きくなってるので、建設経験者とするとしてもそういう話をさせていただくというか、一応そこらの区分けというか、ある程度の部分が必要ではないかという感じを持ったので質問をさせていただいたところです。

それで、建設課長にお伺いをいたしたいと思うんですけども、地域の実情で申請され整備されるものでございますので、水路の場合、実施箇所だけの課題解決が上流、下流で支障が出ることも考えられます。周辺地域を含めた全体的な効果となるなら、当然ながら継続的な整備というのは当然必要となってくると思います。申請時に実態調査を行っていると思いますが、周辺地を含めた調整や対応も行っているかお伺いをします。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 お答え申し上げます。

交付決定を行う際には、鈴木委員おっしゃいますとおり、周辺地域全体に効果的な事業となるように、申請されました書類のほうを建設課のほうで審査を行いまして、その工事を行うことで周辺地域にどのような影響が出るのか、そういったことも含めまして、現地確認を行った上で、必要に応じまして助言等もさせていただきながら進めているところでございます。

○梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 当然、事前の調査や周辺地の調整というのは不可欠だと思います。単にその箇所だけがよくなったということで、逆に前後がだめだということもやっぱり聞かれば、当然この事業の目的が達成されないわけですから、そこら辺の部分は全体のメリットとなるよ

うに進めていただきたいと思います。

また、水路整備ばかりじゃないんですが、大きな経費が必要とする事業がいろいろと上げられてますので、建設課としても整備のルールといいますか、そこら辺が必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 お答えいたします。

対象範囲ですとか、あとは予算、限度額につきましては、要綱のほうで定めておりますので、申請された事業が協働のまちづくり事業でやるべきものなのか、それとも行政直営で行うべきものなのか、そういったところを職員の間で意思統一をしっかりと図っていくということが大切というふうに考えているところでございます。

○梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

続いて、地域の方からいただいた件で質問させていただきます。

地元の方から、この事業を初めて使ったことというのを意見をいただきました。余り使われていない市道が草やぶ状態となり、通行に支障が出てきたので、除草を計画し申請をし、実施しました。その後、地元からほかにもあるからそこも草刈りをしようという意見がまとまり、再度申請に伺ったら、事業を使えるのは1年に1回という回答だったそうです。要綱には記載がなかったし最初の申請でも説明がなかったそうです。地元の意見をまとめて申請したのに対応が不親切だったという話をお伺いをしました。確かにいただいた要綱には明確に記載はありません。最初の申請時に地区でも複数回は考えていなかったということもあり、説明はしていなかったかもしれませんが、草刈りに関してはもっと融通ができるのではないかとというふうに考え質問いたします。

長井市では、農道のほとんどを市道に編入し、地方交付税算入基準の対象としてきました。当然、現場を持つ建設課は市道延長も長くなりましたので、日々の維持管理に手が回る状況にないのが現実と思いますが、市として年間で管理ができる範囲はどこまでなのかを地域に理解いただければ、地区でも計画が立てやすかったのではないかと思います。建設課は道路の維持業務委託を行っていますが、業務の内容と対象となる市道の範囲について、建設課長にお伺いをいたします。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 お答え申し上げます。

まず、地元の当事業を利用されました方への対応につきまして、建設課のほうでちょっと説明不足があったということにつきまして、おわび申し上げたいというふうに思います。今後このようなことがないようにしっかり対応してまいりたいというふうに思っております。

なお、草刈り作業等の年に複数回にわたって行う作業につきましては、複数回、草刈り作業を行うことは可能でございますので、事前に年間計画をお聞きしまして、今後、丁寧にわかりやすく説明のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、建設課での道路の維持管理業務委託についてですが、基本的に全ての市道のほうが対象となっております。特に交通量の多い1級、2級市道路線につきましては、道路の穴の修繕ですとか、街路樹の剪定、側溝の補修、支障木の伐採や消雪管の漏水修理、草刈り等々、多岐にわたって維持管理を行っているところでございます。中でも道路の穴の修繕につきましては、毎年、除雪作業の中で損傷が激しいため、多くの予算を割きながら対応を行っているところでございます。

○梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 ありがとうございます。

維持や管理全般全て網羅されているということですが、当然ながら要望や苦情というふうな部分もあるかと思えますけども、それについてはどういうふうに対応されているのでしょうか。

○梅津善之委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 お答えいたします。

要望や苦情につきましては、区長さんや地区長さんを通して要望書をいただくなどして、緊急の度合い等、建設課のほうで判断しまして、対応を進めているというところでございます。苦情につきましては、職員のほうが現地で確認を行うなど、緊急なものにつきましては早急に対応できるよう対応してるところでございます。

○梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 今回の補正の資料では、草刈り作業は11件、一部に材料費が含まれている申請もありましたが、ほぼ草刈り機の借り上げ料ではないかと思えます。いわゆる機械損料計上であります。さきの一般質問で赤間議員から歩道の除草の件について質問があり、市長からは、適切な管理には地域の方々の共助が必要とお答えになっています。草刈りは通常は毎年2回程度行われるので、地域で共助として維持管理に協力いただけるところにはお願いしていくということが必要と思えますので、例えば市道等の草刈りなどは年間10万円以内なら複数回の申請が可能とか、また、年間計画として申請するなど、積極的に取り組んでいただけるように要綱に明示してはいかがでしょうか。私は住民の方々が自主的に行っていただく事業や作業、これからますます多くなっていくと思えますので、各地区が市の施策を受け入れやすくしていくことが重要と思えますが、市長のお考えをお聞かせください。

○梅津善之委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 鈴木委員、おっしゃったとおり、要綱の見直しは、見直していいですか、もう少し詳細にわたってご利用いただく地区の皆さ

んが理解できるような、そういう内容に変えていかなきゃいけないと改めて感じたところでございます。

協働のまちづくりについては、かなり地域の格差があるんですね。豊田地区は時庭以外はほとんどしてなかったんです。というのは、座談会がないもんですから、座談会に呼ばれるところだとそういうPRをすると。あとは地区長連合会の会合が各地区6地区あるわけですけども、そこでは建設課の職員なども説明してますけども、使ったことがないし前の地区長さんからのいわゆる引き継ぎもないもんですから、みんなわからないんですね。先ほどの草刈りで言えば、通常ほかのところ知ってるところは、年間何回ってということで、最初の申請のときに出すんです。ところが、多分、久しぶりに地元から議員が出たってということで、かなり新人議員の皆さんにはいろんな地区の皆様、あるいは個人の皆様からの相談や要望などがあるかと思うんですが、そういったところが今まで徹底してなかったと思います。

ただ、これからも公共事業を長寿命化は別としてふやすっていうのはなかなか難しいと思いますので、やはり建設課と、あるいは似たような事業っていうのはほかの課もあるわけですから、そういったところも改めて時代に合ったように地区長さんやら市民の皆さんがわかりやすい要綱等々の整備を行っていきたいと思っております。職員も一概には責められないんですが、私ども、やっぱり時代の変化に合わせてしっかりと市民の皆様によりわかりやすいそういった制度のあり方、説明等に心がけてまいりたいというふうに思いますので、今後ともよろしくご指導をお願いします。

○梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 ありがとうございます。豊田地区が座談会少ないというのはちょっと初めてお伺いしたんですけども、来月、地区長会

がございますので、呼ばれておりますので、そこら辺のPRは私たちの務めとしてさせていただきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後の質問です。これもある農家の方からですが、田に接する市道の畦畔の草刈りをして草を道路側に上げておいたところ、地区長さんから、通学路で道路が狭くなるので道路に草を上げないでと言われたというお話をいただきました。刈り取った草を田に入れるわけにはいかず、草刈りをしないわけにもいかず、どうしたものかという相談でした。なかなか難しい問題だと思います。農家では刈り取った草は家畜もいませんから今は処分せず刈ったままですし、通行する生徒や車にとって安全面からは邪魔なものです。

市内の市道の全てを市が日常的に管理することは大変難儀なことですし、地域でも人手も少なくなっていますので、個人で解決するというのは難しいことだと思います。例えば草刈りは地域、刈り取られた草の処分は市が行うことはできないでしょうか。これらは市の公助と地域の共助を組み合わせることで解決していくことも一つではないかと思えます。市街地の泥上げ作業では、処分は市で行われているところがありますので、市全域も検討が必要と思えます。

農用地では、多面的機能支払交付金事業により、農地や農村環境の維持、保全する活動に対して支援が行われています。市内でも15保全協議会があり、活動していますが、集落内や農地に関係しない市道や水路などは事業範囲から除かれています。除かれているところは何かしらの対応が必要ですし、活動してない地域もあるわけですから、協働のまちづくり支援事業は地域でさまざまな活用が期待される事業であってほしいものだと思います。継続の普及、充実について、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○梅津善之委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 委員ご指摘のとおり、例えば農水関係での支援の制度なり、あるいは地区を挙げて川の水路の泥上げとか、そういったときにはそれぞれの何でしょうかね、そういった草とか砂利とか集めたりということなどはその都度うまくなさっていると思うんですが、ただ今委員からご指摘あったようなケースっていうのは、なかなか私どもでは個別の対応を今まできちっとしてこなかったということは反省しなきゃいけないし、大変その点の配慮が欠けていたなというふうに思っているところでございます。

今後につきましては、できれば各単独の集落、地区でそういう事業をなさるときに、できれば地区長さんを窓口にして建設課に連絡していただければ、建設課の道路維持のほうで軽トラ等々も準備してますんで、そういったところの集配っていいですかね、そういったことについては一緒になって我々もさせていただくと。ただ、地区、例えば大字単位ですとか、そういった場合はケース・バイ・ケースだというふうに思いますが、いずれにしろ地区長さんを通じてやるというような何ていうかルールを私どもも一緒になって今後検討して、ぜひ対処させていただきたいと思えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしますと思えます。

○梅津善之委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 ありがとうございます。その役割も私たちがやっぱり担っていく必要があるなと思えますので、今後、情報交換などをさせていただきながら、よりよいものにしたいと思えます。

少子高齢化になかなか歯どめがかからない状況ですが、地域の皆様のご協力と行政の協働を念頭に市政を進めていただく必要性を感じております。市民生活を守り、市民活動を積極的に支援していただくことを望み質問を終わります。ありがとうございました。

○梅津善之委員長 以上で、通告による総括質疑